

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 平成30年度 協会けんぽの健康保険・介護保険料率
2. 日本年金機構がマイナンバーの運用を開始
3. 平成30年度の労災保険率

■社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

1. 平成30年度 協会けんぽの健康保険・介護保険料率

全国健康保険協会(協会けんぽ)のHPで平成30年度の健康保険・介護保険の保険料率が公表されています。

健康保険料率は都道府県毎に異なりますが、改定後の介護保険料率は全国一律で15.7/1000(労使各7.85/1000)です。

改定後の保険料率は3月分(5月1日納付分)からの適用となりますので、適切なタイミングで給与計算ソフトの設定変更等、必要な変更を行いましょ。

この時期には協会けんぽの他、健康保険組合でも保険料率が改定されることがありますので、健康保険組合に加入されている場合は料率改定の有無や改定後の保険料率について健康保険組合に確認するようにしましょ。

参考: <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h30/300209>

(望月)

2. 日本年金機構がマイナンバーの運用を開始

平成30年3月5日より、日本年金機構(以下、「機構」)がマイナンバーによる届出や申請の受付を開始しました。ここでは、今回の運用開始に伴う実務上のポイントや変更点等を下記の通りに挙げていきます。

1.届出書の記載事項へのマイナンバーの追加

厚生年金保険や国民年金保険の各届出書にマイナンバーの記入が可能になります。具体的には、今までは「基礎年金番号」を届出書に記入する必要がありましたが、今後は「マイナンバー又は基礎年金番号のいずれか」になります。また、それに伴い各届出書の様式が変更になりました(下記 URL 参照)。既存の様式でも手続きは可能ですが、マイナンバーを記入する際は変更後の様式に記入して提出する必要があります。

2.「氏名変更届」及び「住所変更届」の省略

今までは名字等を変更した場合や住所が変更となった場合は表題の届出書を提出していましたが、こちらも今回のマイナンバーの運用開始に伴い今後は省略となります。ただし、機構でマイナンバーを確認できない場合には、今までと同様に提出する必要があります。

以上となります。なお、上記で説明しました「機構でマイナンバーを確認できない場合」ですが、その場合は「個人番号等登録届」を後日提出する必要があります。届出用紙を下記の URL(個人番号等登録届)にて掲載しますので、提出する場合はぜひご利用下さい。

【日本年金機構のマイナンバー運用開始に関する URL】

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2018/201802/2018022001.html>

【変更となる届出様式に関するレイアウト(代表的な手続きのみ)】

※実際に変更後の用紙をご利用になる場合は「申請・届出様式」をクリックしてお進み下さい。

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2018/2018022001.html>

【個人番号等登録届】

http://www.nenkin.go.jp/mynumber/kikoumynumber/1224.files/m37_kojinbangoutourokutodoke.pdf

(岩瀬)

3. 平成 30 年度の労災保険率

平成 30 年 4 月より、一部の業種を除いて労災保険率が改定されます。主な改定内容は下記の通りです。

料率が下がる業種

・建築事業: 現行 11/1,000→改定後 9.5/1,000

・機械器具製造業：現行 5.5/1,000→改定後 5/1,000
・卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業：現行 3.5/1,000→改定後 3/1,000
等

料率が上がる業種

・清掃、火葬又はと畜の事業：現行 12/1,000→改定後 13/1,000
等

料率の変更がない業種

・食料品製造業：6/1,000
・金融業、保険業又は不動産業：2.5/1,000
・その他の各種事業：3/1,000
等

その他の業種の料率等は、リンク先の一覧でご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11401000-Roudoukijunkyokuroudouhoshoubu-Rousaikarika/0000188912.pdf>

また、建設業で使用する労務費率(便宜上、工事の請負金額を基に賃金額を算出する割合)もほとんどの事業で下がります。

料率が改定される業種では、労働保険料の年度更新の際に概算保険料が確定保険料と変わってきますので、注意しましょう。

(佐藤)

山口寛志著「雇用形態・就業形態別で示す就業規則整備のポイントと対応策」(新日本法規)2017年6月発行

http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_50979.html

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

[東京都渋谷区渋谷 3-15-4](#) 渋谷 Monostepビル 5階

TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192

Homepage：<http://www.ys-office.co.jp>

Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>
